

第36回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年12月9日（木）18:30～19:45
開催場所 しゃきっとプラザ集団健診ホール
出席委員 土谷委員、菅野委員、小森委員、清野委員、松浦委員、大原委員、三浦委員、宮田委員、平田委員、大江委員、岡本委員、高崎委員、吉田委員、竹下委員
アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開 会

2 中間報告書に対する意見等への対応について

町民、議会、職員からいただいた意見に対する起草部会での検討結果及び回答（案）について、事務局より「中間報告会意見検討結果」に基づき説明。

<No.8・9について>

（事務局）

自治基本条例の制定に関連して、整備しなければならない条例・要綱等について、前回の会議で「1年以内に整備するべき」というご意見をいただいた。起草部会で検討した結果、1年以内に整備をすることで進めていくという結論になった。ご意見をいただきたい。

（委員）

最長で1年だと思う。1年でやるというのであれば問題はない。

（副委員長）

1年という数字は書くが、早くできるものは、順次やっていくということ。

（委員長）

1年ということによろしいか。

<出席委員了承>

<No.28～29について>

（事務局）

起草部会で検討した結果、町長の責務に「町長は、町民との意見交換の場を設けなければなりません」を追加してはどうかという結論になった。ご意見をいただきたい。

（委員）

町長が町民の意見を直接聞くために、追加するべきだと思う。

（委員）

なぜ、行政ではなく町長の責務に追加したのか。議員も町長も選挙で選ばれるから議会と町長の責務に規定したのか。行政は地域サポーター制度もやっている。そのような機会に行政が意見交換の場を設けてもいいのではないか。

（事務局）

前回の会議では、二元代表制の片方（議会）にしか、住民への懇談会や報告会を規定していないというご意見をいただいたところ。行政は、現在も審議会や委員会等で意見を聞いたり、説明をしたりしているため、それであれば、二元代表制の議会と町長に規定しようということ。地域サポーター制度については、地域で何かをやろうとするときに、手法だとかお金だとかの情報提供などにより地域活動をサポートするものであり、行政が何かを報告するといった制度とはちょっと違う。

（委員）

審議会等は特定の人間に限られているのではないか。

（事務局）

その件については、この会議でも「委員が重複している」「委員をやっている期間が長すぎる」などのご意見があった。委員の団体推薦については、その審議会で協議した内容を、各団体に持ち帰ってもらうこと、また、各団体から意見を審議会へ出してもらうという意味合いが強く、そういったことからするとある程度幅広く意見をいただいている。一方では、団体とはまったく関係なく一般公募を実施している。審議会等の委員が重複しない規定をどうやって制限しながら幅広くやっていくかというのが、今後の課題であると思う。

(副委員長)

この条例がスタートすると、町長を含む全職員が、これまで以上に町民と関わっていかねばならない。そのことを町長の指導責任として、しっかり全職員に対して指導する意味も含め町長の責務に入れた。

(委員)

町長が町民の中に入っていくことが求められている。大きな前進だと思う。

(委員長)

町長の責務に追加することとしたい。

<出席委員了承>

<No.26について>

(事務局)

前回、結論が出たが、起草部会で再検討した結果、「ただし、論旨を変えて反問することはできません」という規定を解説・考え方に追加してはどうかということとなった。ご検討いただきたい。

(委員)

反問とは、質問に対し、正しく答えることであって、論旨を変えると反問にあたらない。どこかで書いておくべきだと思う。解説・考え方に記載することでもいいのではないか。

(委員長)

解説・考え方に追加することによろしいか。

<出席委員了承>

<文言修正について>

(事務局)

No.10、13、23、27の「町民会議での検討結果(案)」について一部内容を修正した(資料の下線部分)。趣旨は変わっていない。また、ご意見に対する回答はHPに載せることで対応したい。

(委員)

議会のところでは、「自由討議を基に、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うものとします。」と規定されており、解説・考え方のところで、「議会事務局の人事事項は、実際は執行部人事に組み込まれており、予算も議会は自ら提案権が無い場合、行政側の配慮が不可欠です。」とある。議会が予算を伴う提案をしたときに、行政側が配慮することについて、議会のところでは規定しているが、行政のところには規定がない。

(委員長)

議会のところでは記載することで、ある程度縛られると思う。

(委員)

予算を伴う議会提案について、あらかじめ調整がつく場合は問題がない。両者に見解の相違がある場合に、議員提案が先行して可決すれば、当然、条例と予算に食い違いが生じる。それに対して行政事例(昭和25年3月18日)「一応、町の予算提案権を尊重する一方、議員提案の予算を伴う条例案が制定公布された場合には、関係予算について必要な措置をとるべきである」という解釈となっている。見解の相違がある条例案がだされた場合には、町はそれを尊重しなければならないといった関係で整理されている。あえてこの条例に載せる必要があるのかもしれないという思いもある。

(事務局)

自治法の第222条では、確かにご意見のとおり、議員提案されたものの予算措置については、款、項を伴うものとか、追加、削除そういったものは首長の予算提案権の侵害にあたるが、それ以外は、首長の提案権の侵害にはならないというもの。第222条を解釈すると「そうならないように議会と町が連絡調整した上でやりなさいというのが基本」議会の権限としてはあるが、それをやらないということは、自治法上は想定していない。

(委員)

行政にも対抗手段があり、条例に瑕疵がある場合は再議という手続きをとれば良い。し

かし、再議に付しても瑕疵がなければ、最後は政治的な判断ということになる。法令について議員は専門知識はないが、議会の事務局のチェックを受けて提出する。そういう点では、議会事務局についてもう少し踏み込んで書く必要もあるかと思っている。

（委員長）

議員提案と予算の同時提案が一番望ましいが、対立したときにどうするかということ。議員の提案権は権能としてある。しかし、同時提案できるよう協議することが重要であり、自治基本条例でも「尊重する」といった表現にしているのだと思う。条例化すると予算化することを規定し、がんじがらめにすることには疑問がある。できれば「尊重する」といった規定で、行政の対応をある程度縛っていくということではどうか。今後、条例の見直しの中で、時代の流れに応じて検討していくべきだと思う。

（委員）

予算の提案権は町長、議員は条例の提案権がある。その権限を侵さないために、「尊重」としか書けない。

（委員）

二代表制なので、そのような表現しかできない。

<出席委員了承>

（委員長）

委員の皆様にも最終版を配布する。

（委員）

各自治会の会長にも配布してはどうか。

（委員長）

自治会長にも配布することとしたい。

3 その他

<パブリックコメントについて>

（事務局）

- ・条文形式の素案をつくり実施する。
- ・期間は30日間以上
- ・町が実施することとなる。
- ・方法は、インターネットと公共施設等への設置（本庁舎、しゃきプラ、別館、町民会館、図書館、コミセン、マナセン、トレセン、国保病院、峠の湯、スキー場のロッジなど）に設置する予定。また、広報等にパブコメの実施を知らせるチラシを入れる予定。

（委員長）

少しでもたくさんの人に見てもらうため、民間の施設にも設置してはどうか。

（事務局）

他市町村をみても基本的には、公共施設に設置している。

（委員）

その場で意見を回収しないのであれば問題はないと思う。

（委員長）

民間施設にも設置する方法で検討する。

（事務局）

パブコメまでに文言修正等があるかもしれないが、趣旨が変わらないものについては、起草部会にお任せいただけないか。

<出席委員了承>

<次回の会議について>

パブコメ終了後に日程調整をして開催する。